

環境報告書の作成基準案・審査基準案示す 2 報告書 環境省



自主的な参加による環境報告書の第三者評価の仕組みに必要な基準について検討していた環境省の「環境報告書基準委員会」と「環境報告書審査基準委員会」は、その結果を「平成 15 年度環境報告書基準委員会報告書」及び「平成 15 年度環境報告書審査基準委員会報告書」としてとりまとめました。

この背景として、環境報告書が、事業者の自主的積極的な環境配慮の取り組みが社会や市場の中で高く評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつになっており、その環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図るための方策として、自主的な参加による環境報告書の第三者評価の仕組みを整備し、同時にそのための共通基盤として社会的に合意された環境報告書作成基準の必要性が指摘されました。

また、「規制改革推進3ヵ年計画」においても、環境報告書の普及促進を図るとともに、比較可能性及び信頼性の向上を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を進めることが指摘されており、「循環型社会形成推進基本計画」において、環境形成の推進に係る数値目標として環境報告書を公表する事業者の割合について政府目標が掲げられています。

この検討の結果として、環境報告書基準委員会では、環境報告書が最低限満たすべき基本的枠組みを示す「環境報告書作成基準案」を、環境報告書審査基準委員会では環境報告書の信頼性を向上するための審査事項や審査手続きについて示す「環境報告書審査基準案」をまとめています。

資料:2004 年 4 月 8 日付 EIC ネット 環境省 報道発表資料

クロマト研究箇所 山田 悠貴

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

